

平成30年秋の農作業安全確認運動の展開について

農業就業人口が減少する中、毎年約300人以上発生し続けている農作業死亡事故を減少させるため、秋作業が行われる9～10月を重点期間として、関係団体・企業等と一体となって「秋の農作業安全確認運動」を展開する。

平成30年の運動については、GAP（農業生産工程管理）の周知を通じた現場の改善活動、農業者への安全確保の声かけ・注意喚起等の農作業事故防止対策の取組を推進する。

1. 取組方針

農作業安全確認運動が全国で一体となって推進されるよう、重点推進テーマを設定し、運動の浸透・充実を図る。

(1) 重点推進テーマ

「まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全」

(2) 安全確認運動の取組内容

この秋の農作業安全確認運動期間においては、

① 農作業事故防止の重点的な推進活動

(ア) 農作業事故防止に向けた取組は、GAPで取り組む労働安全管理と密接に関連することから、GAPの周知を通じて農作業安全対策の推進を図るとともに、GAPの実践や事故分析情報、農作業安全「リスクカルテ」等を活用して現場での改善を図る。

(イ) 農畜産業者のみならずその家族等に対しても安全意識の向上が図られるよう、事故事例や啓発資材等を活用した「声かけ」（注意喚起）を実施するとともに、都道府県、関係団体、交通安全関係者等においては、農業者に対して、乗用型トラクター乗車時のシートベルト、ヘルメットの着用の声かけを実施。

(ウ) 農畜産業者等が参加する多種多様な会議、集会、講習会、イベント等で農作業安全に係る話題を取り上げ、農業者等の安全意識の向上を図る「+（プラス）安全」の取組の定着化を図る。

(エ) 農業法人等においても、農作業安全に留意した労働環境づくりが重要なことから、都道府県や関係団体、労働安全関係者と連携して農業法人等に対して労働法制の啓発を図るとともに、農業団体における労災保険特別加入団体の設置の促進と労災保険特別加入制度への農業者の加入促進を図る。

② 農作業事故防止に向けた各種取組の実施

(ア) 農作業事故情報の収集・分析は、事故防止の取組を進める上で極めて重要であることから、引き続き、都道府県、農機メーカーや販売店等における農作業事故情報の収集を強化するとともに、事故分析情報を活かし農業現場での安全利用や農業機械の安全設計の促進を図る。

(イ) 各地方ブロック単位で、関係機関の参画を得て農作業安全ブロック推進会議を開催し、地域における関係者間の連携強化や情報共有等を促進する。

(ウ) 啓発資材による注意喚起として、農作業安全ポスター（全国に約2万枚配布）等の活用を推進する。

2. 展開方法

全国の行政機関、農機販売店、生産者団体など関係機関の協力を得て、農作業安全ステッカー等の共通の啓発資材を活用した一体的な取組を実施するとともに、各機関の特性を活かし、取組方針に沿った活動を各々展開する。

3. スケジュール

平成30年9月1日（土）～10月31日（水）（2ヶ月間）

4. 進め方

- (1) 参加機関は、各々活動を展開するとともに、各種啓発用パンフレットの活用や、情報発信、助言等により運動を強化する。
- (2) 期間終了後、参加機関は、取組内容の整理や参加農家数等を把握するとともに、取組結果等を検証し、今後の活動の改善方策を検討する。また、事務局は各機関の取組状況等を把握・整理し、関係機関間での情報共有を図る。
- (3) なお、秋のポスターに関する評価及び提案等についても、(2)の報告の中で実施する。

5. 事務局

農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室（安全指導班）

担当：細田、大塚 電話：03-6744-2111